


# 令和8年度倉吉市Wi-Fiによるインターネット接続環境整備費助成事業

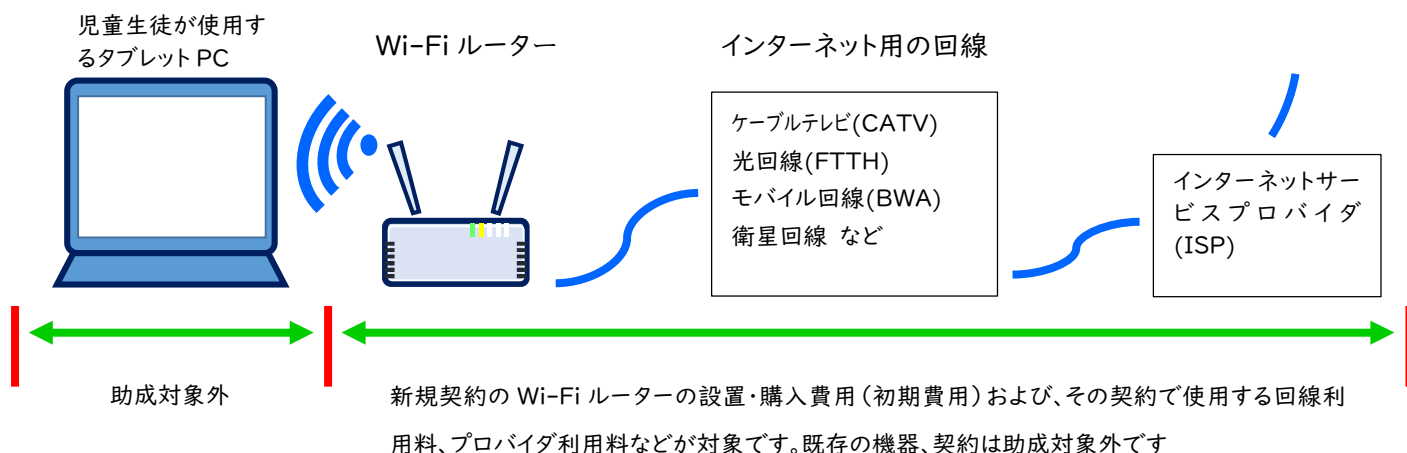
自宅にWi-Fiルーターを介したインターネット通信環境がなく、これまで自宅でタブレット学習が行えていないご家庭を対象に、今年度新たにWi-Fiを整備した費用の一部を助成します

<p><b>対象期間</b></p> <p>令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に、新規整備し、かつ支払いが完了したものの</p> <p>※早めの整備をおすすめします。 ※申請から審査に時間を要するため、<u>3月に業者へ支払いをするものは対象外</u>としています。</p> 	<p><b>助成の対象となるもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 工事費（インターネット接続のため新たに必要になった工事費）</li><li>● 契約料（モバイルWi-Fiルーターに係るSIMカードの契約料を含む）</li><li>● 機器購入費またはリース料（新たに購入した家庭用Wi-Fiルーターなどの機器購入費またはリース料）</li><li>● 通信会社と契約した通信料、利用料</li></ul> <p><b>助成の対象とならないもの</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・単なる買い替えや買い足し</li><li>・Wi-Fiの電波を届かせるための中継機の設置費など</li><li>・スマートフォン、タブレットPCなどの端末購入費</li></ul>
<p><b>対象者 保護者</b></p> <p>家庭にWi-Fiルーターを介したインターネット通信環境のないご家庭のうち、令和8年度にタブレット端末で家庭学習等を行うための通信環境整備を行った本市の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者<b>1家庭1回限りの申請</b>（過去に申請された方は対象外）とします。</p> <p>※生活保護世帯の方は事前にご相談ください。</p>	<p><b>助成金額</b></p> <p><b>上限1万円</b></p> <p>※1万円未満の場合はその実費額</p>

**【申請受付期間】** 8月 令和8年8月3日（月）～令和8年8月31日（月）  
2月 令和9年2月1日（月）～令和9年3月1日（月）  
（閉庁日を除く9時～17時まで）

※郵送の場合は申請最終日17時までに到着したものに限り。

## 家庭用 Wi-Fi ルーターを介したインターネットへの接続イメージ



### 【提出書類】

- ①倉吉市 Wi-Fi によるインターネット接続環境整備費助成金交付申請書兼請求書
- ②令和8年4月以降に新規整備したことがわかるもの (契約書や申込書など)  
契約者名 (保護者)、契約期間 (サービス開始日、契約日など)、サービス名、プロバイダ名が確認できるもの
- ③令和8年4月～令和9年2月の間に支払いが完了したことが分かるもの・支払額がわかるもの  
【現金払いの場合】明細のわかるレシートや領収書  
【カード・電子マネー等のキャッシュレス決済の場合】対象品目、金額、支払者、支払日が確認できるクレジットカード等の明細書、請求書  
※支払者名 (保護者)、使用したカードや電子マネー等の種類、支払内容がわかる資料をお願いします。  
※資料は、紙で提出するか、電子データで提出してください (スマホの画面提示のみはご遠慮ください)。
- ④振込先口座がわかるもの  
申請者名義の通帳の写し、キャッシュカードの写しなど (振込誤りを防止するため写しをいただいています)



※助成金の請求には、必ず上記提出書類が必要ですので、ネットでの契約などで紙の契約書や領収書がない場合は、事業者からのメールや完了画面を保存するなどして資料をそろえてください。

### 【申請方法】

必要書類を教育総務課 (北庁舎1階) もしくは関金支所に持参するか、教育総務課へ郵送してください。

※申請書は、教育総務課および関金支所の窓口に設置しています。また、教育総務課ホームページにも掲載しています。

### 【問合せ先】

倉吉市教育委員会事務局 教育総務課  
〒682-0823 倉吉市東町 435-1 ☎0858-22-8165  
E-mail:kyouikusoumu@city.kurayoshi.lg.jp

